

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

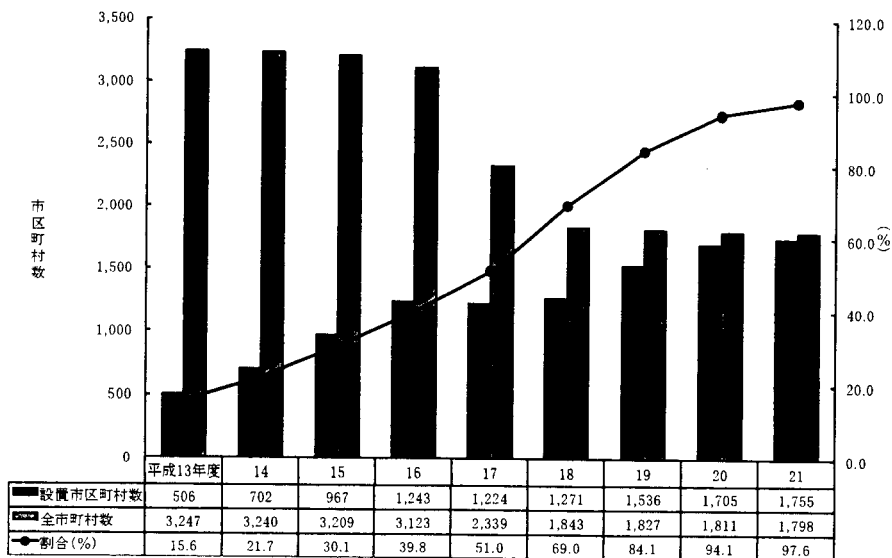
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,798市区町村のうち1,663か所（92.5%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、92か所（5.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,755か所（97.6%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
市区町村数	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
地域協議会	数	64	200	499	721	161	1,663	1,532
	%	98.5%	97.6%	96.5%	90.0%	84.3%	94.7%	84.6%
ネットワーク	数	1	5	16	59	10	92	173
	%	1.5%	2.4%	3.1%	7.4%	5.2%	5.3%	9.6%
合計	数	65	205	515	780	171	1,755	1,705
	%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成21年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,782か所(99.1%)、平成22年度末には1,790か所(99.6%)となる見込みである。

表1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成21年4月1日現在)

			規模区分					合計		
			人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村		指定都市	
市区町村数			65	205	517	801	191	19	1,798	
平成21年 4月1日 時点の 設置数	地域協議会	数	64	200	499	721	161	18	1,663	
	ネットワーク	数	1	5	16	59	10	1	92	
	小計	数	65	205	515	780	171	19	1,755	
		%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%	
平成21年 年度末 見込み	地域協議会	数	65	202	510	755	175	19	1,726	
	ネットワーク	数	-	3	7	41	5	-	56	
	小計	数	65	205	517	796	180	19	1,782	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.4%	94.2%	100.0%	99.1%	
平成22年 年度末 見込み	地域協議会	数	65	204	514	774	180	19	1,756	
	ネットワーク	数	-	1	3	25	5	-	34	
	小計	数	65	205	517	799	185	19	1,790	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	96.9%	100.0%	99.6%	
ネットワークが設置されておらず、 地域協議会も設置しない		数	-	-	-	2	6	-	8	
		%	-	-	-	0.2%	3.1%	-	0.4%	
合計			数	65	205	517	801	191	19	1,798
			%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で79.5%、最高で100.0%となっている。

全体では、60～79%が1県(2.1%)、80～99%が13都道県(27.7%)、100%が33府県(70.2%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成21年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	167	92.8%	10	5.6%	177	98.3%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	28	77.8%	8	22.2%	36	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	37	62.7%	16	27.1%	53	89.8%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	30	100.0%	-	-	30	100.0%
群馬県	36	100.0%	-	-	36	100.0%
埼玉県	70	100.0%	-	-	70	100.0%
千葉県	45	80.4%	10	17.9%	55	98.2%
東京都	58	93.5%	-	-	58	93.5%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	30	96.8%	-	-	30	96.8%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
長野県	75	93.8%	1	1.3%	76	95.0%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	27	73.0%	8	21.6%	35	94.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	29	100.0%	-	-	29	100.0%
滋賀県	18	69.2%	8	30.8%	26	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	27	69.2%	4	10.3%	31	79.5%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	56	84.8%	7	10.6%	63	95.5%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	47	100.0%	-	-	47	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
鹿児島県	38	84.4%	4	8.9%	42	93.3%
沖縄県	32	78.0%	5	12.2%	37	90.2%
全国	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数(構成比)
100%	33(70.2%)
80%～99%	13(27.7%)
60%～79%	1(2.1%)
合計	47

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,073か所(64.5%)、「2層構造」が488か所(29.3%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	53	172	375	393	64	16	1,073	992
	%	82.8%	86.0%	75.2%	54.5%	39.8%	88.9%	64.5%	64.8%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	3	14	97	289	85	-	488	487
	%	4.7%	7.0%	19.4%	40.1%	52.8%	-	29.3%	31.8%
その他	数	8	14	27	39	12	2	102	53
	%	12.5%	7.0%	5.4%	5.4%	7.5%	11.1%	6.1%	3.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が865か所(52.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が489か所(29.4%)、「地域別に分けて協議する」が145か所(8.7%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	27	109	252	377	96	4	865	827
	%	42.2%	54.5%	50.5%	52.3%	59.6%	22.2%	52.0%	54.0%
地域別に分けて協議する	数	17	19	40	50	7	12	145	121
	%	26.6%	9.5%	8.0%	6.9%	4.3%	66.7%	8.7%	7.9%
相談内容別に分けて開催する	数	7	36	123	264	56	3	489	385
	%	10.9%	18.0%	24.6%	36.6%	34.8%	16.7%	29.4%	25.1%
その他	数	18	43	96	70	19	2	248	269
	%	28.1%	21.5%	19.2%	9.7%	11.8%	11.1%	14.9%	17.6%

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計			
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市	数	%		
地域協議会設置数(平成21年4月1日)			200	499	721	161	18	1,663	100.0%		
行政機関	市町村	児童福祉主管課	57	190	415	396	64	13	1,135	68.3%	
		母子保健主管課	54	165	384	333	55	13	1,004	60.4%	
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	29	80	355	107	7	591	35.5%	
		福祉事務所(家庭児童相談室)	40	123	356	74	19	15	627	37.7%	
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	55	135	243	51	9	13	506	30.4%	
		保健センター	41	129	256	283	46	10	765	46.0%	
		教育委員会	63	199	485	693	148	18	1,606	96.6%	
		市設置の保健所	40	18	13	12	5	12	100	6.0%	
		市設置の児童相談所	2	2	5	8	5	18	40	2.4%	
		障害福祉主管課	38	131	237	298	52	6	762	45.8%	
	その他	42	124	190	156	43	12	567	34.1%		
	国・都道府県	児童相談所	63	198	490	682	149	5	1,587	95.4%	
		都道府県設置の保健所	13	164	432	509	93	-	1,211	72.8%	
		福祉事務所	3	24	109	436	100	-	672	40.4%	
		警察署	64	198	492	688	146	18	1,606	96.6%	
		法務局	42	121	253	202	19	15	652	39.2%	
		家庭裁判所	8	21	11	6	1	8	55	3.3%	
	その他	14	35	73	89	20	2	233	14.0%		
	医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	病院・診療所	34	96	198	342	99	9	778	46.8%
			保育所(地域子育て支援センターを含む)	53	177	451	657	141	14	1,493	89.8%
幼稚園			53	174	407	440	45	14	1,133	68.1%	
小学校			51	178	436	659	153	14	1,491	89.7%	
中学校		中学校	50	172	419	645	149	13	1,448	87.1%	
		特別支援学校	11	53	107	65	14	3	253	15.2%	
児童館		児童館	23	50	98	105	21	8	305	18.3%	
		乳児院	11	15	19	4	1	10	60	3.6%	
		児童養護施設	34	77	98	47	2	15	273	16.4%	
		情緒障害児短期治療施設	2	1	7	4	-	3	17	1.0%	
		児童自立支援施設	2	6	5	4	-	6	23	1.4%	
		児童家庭支援センター	5	24	41	33	6	5	114	6.9%	
		障害児施設	7	25	36	27	1	6	102	6.1%	
福祉施設等		配偶者暴力相談支援センター	13	24	32	16	1	4	90	5.4%	
	その他	15	41	76	75	11	9	227	13.7%		
関係団体等	医師会	63	190	427	311	29	17	1,037	62.4%		
	歯科医師会	35	105	140	77	3	12	372	22.4%		
	看護協会	4	7	9	2	-	-	22	1.3%		
	弁護士会	23	33	35	7	2	14	114	6.9%		
	社会福祉協議会	38	125	253	389	92	9	906	54.5%		
	民生児童委員協議会	64	194	467	651	135	18	1,529	91.9%		
	NPO団体	20	50	60	30	7	14	181	10.9%		
	里親会	8	3	15	6	-	5	37	2.2%		
	その他	44	101	220	190	33	16	604	36.3%		

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が907か所（54.5%）で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所（26.2%）、福祉事務所（家庭児童相談室）が129か所（7.8%）となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
児童福祉主管課	数	42	147	320	348	44	6	907	886
	%	65.6%	73.5%	64.1%	48.3%	27.3%	33.3%	54.5%	57.8%
母子保健主管課	数	-	-	5	18	4	-	27	23
	%	-	-	1.0%	2.5%	2.5%	-	1.6%	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	8	10	37	289	87	5	436	383
	%	12.5%	5.0%	7.4%	40.1%	54.0%	27.8%	26.2%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	10	25	88	3	2	1	129	100
	%	15.6%	12.5%	17.6%	0.4%	1.2%	5.6%	7.8%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	1	1	28	-	2	-	32	24
	%	1.6%	0.5%	5.6%	-	1.2%	-	1.9%	1.6%
保健センター	数	-	1	1	10	2	-	14	13
	%	-	0.5%	0.2%	1.4%	1.2%	-	0.8%	0.8%
教育委員会	数	-	3	13	24	8	-	48	34
	%	-	1.5%	2.6%	3.3%	5.0%	-	2.9%	2.2%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	2
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	-	4	2	3	9	11
	%	-	-	-	0.6%	1.2%	16.7%	0.5%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	5	1	-	7	9
	%	-	-	0.2%	0.7%	0.6%	-	0.4%	0.6%
その他	数	3	13	6	20	8	3	53	47
	%	4.7%	6.5%	1.2%	2.8%	5.0%	16.7%	3.2%	3.1%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で4,938名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)は2,588名(52.4%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」は699名(14.2%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く)	数	80	156	141	65	8	39	489	359
	%	21.7%	18.5%	9.6%	4.1%	2.6%	11.1%	9.9%	7.9%
② 医師	数	-	1	1	1	-	-	3	1
	%	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	-	0.1%	0.0%
③ 社会福祉士	数	31	50	40	28	7	18	174	158
	%	8.4%	5.9%	2.7%	1.7%	2.3%	5.1%	3.5%	3.5%
④ 精神保健福祉士	数	3	14	5	8	1	2	33	41
	%	0.8%	1.7%	0.3%	0.5%	0.3%	0.6%	0.7%	0.9%
小計(①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	114	221	187	102	16	59	699	559
	%	31.0%	26.2%	12.8%	6.4%	5.2%	16.9%	14.2%	12.3%
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	数	42	90	106	292	77	75	682	617
	%	11.4%	10.7%	7.2%	18.2%	25.2%	21.4%	13.8%	13.6%
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	数	36	109	244	61	4	10	464	443
	%	9.8%	12.9%	16.7%	3.8%	1.3%	2.9%	9.4%	9.8%
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	数	46	94	135	98	25	22	420	408
	%	12.5%	11.1%	9.2%	6.1%	8.2%	6.3%	8.5%	9.0%
⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉主事	数	32	91	143	25	6	26	323	286
	%	8.7%	10.8%	9.8%	1.6%	2.0%	7.4%	6.5%	6.3%
小計(①~⑧の計)	数	270	605	815	578	128	192	2,588	2,313
	%	73.4%	71.6%	55.6%	36.0%	41.8%	54.9%	52.4%	51.0%
⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職	数	78	175	567	1,006	173	134	2,133	2,021
	%	21.2%	20.7%	38.7%	62.7%	56.5%	38.3%	43.2%	44.6%
⑩ その他	数	20	65	83	20	5	24	217	200
	%	5.4%	7.7%	5.7%	1.2%	1.6%	6.9%	4.4%	4.4%
合計	数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,887名(78.7%)、正規職員以外が1,051名(21.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,914名(38.8%)、他の業務と兼任が3,024名(61.2%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
担当職員数		数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	257	558	968	1,523	294	287	3,887	3,630
		%	69.8%	66.0%	66.1%	95.0%	96.1%	82.0%	78.7%	80.1%
	正規職員以外	数	111	287	497	81	12	63	1,051	904
		%	30.2%	34.0%	33.9%	5.0%	3.9%	18.0%	21.3%	19.9%
専任・兼任の状況	専任	数	273	510	627	221	14	269	1,914	1,700
		%	74.2%	60.4%	42.8%	13.8%	4.6%	76.9%	38.8%	37.5%
	兼任	数	95	335	838	1,383	292	81	3,024	2,834
		%	25.8%	39.6%	57.2%	86.2%	95.4%	23.1%	61.2%	62.5%

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成20年度における代表者会議の設置は1,248か所、実務者会議の設置が1,069か所、個別ケース検討会議の設置が1,379か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.26回、実務者会議が6.06回、個別ケース検討会議が19.52回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.48回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成20年度実績)

		規模区分					合計	参考 (平成19年度)		
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市	
代表者 会議	平成20年度設置数 (a)	61	190	440	458	81	18	1,248	1,131	
	開催実績数 (b)	回	106	257	546	505	87	67	1,568	1,403
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.74	1.35	1.24	1.10	1.07	3.72	1.26	1.24
実務者 会議	平成20年度設置数 (d)	60	183	371	379	60	16	1,069	920	
	開催実績数 (e)	回	590	1,425	2,064	1,424	118	856	6,477	5,509
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	9.83	7.79	5.56	3.76	1.97	53.50	6.06	5.99
個別 ケー ス 検 討 会 議	平成20年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	197	473	559	73	14	1,379	1,224	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4,092	8,403	8,749	3,824	484	1,366	26,918	25,161
	平成20年度ケース実件数 (i)	人	3,963	9,838	10,044	4,151	466	3,201	31,663	28,381
	平成20年度延べケース数 (j)	人	8,508	31,729	24,009	7,234	1,402	5,678	78,560	66,886
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	64.95	42.65	18.50	6.84	6.63	97.57	19.52	20.56
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	2.15	3.23	2.39	1.74	3.01	1.77	2.48	2.36	

(2) ケースの実登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの実登録数 (平成21年6月末日時点)

	規模区分						合計	参考 (平20年6月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
要保護児童ケース	数	13,827	23,989	20,392	5,984	374	10,812	75,378	-
	%	86.9%	74.6%	72.5%	71.4%	66.1%	66.9%	74.4%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	216.0	119.9	40.9	8.3	2.3	600.7	45.3	-
うち児童虐待	数	9,837	15,157	11,001	3,776	190	8,167	48,128	46,604
	%	61.8%	47.1%	39.1%	45.1%	33.6%	50.5%	47.5%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	153.7	75.8	22.0	5.2	1.2	453.7	28.9	30.4
うち非行	数	112	391	562	161	11	118	1,355	-
	%	0.7%	1.2%	2.0%	1.9%	1.9%	0.7%	1.3%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	1.8	2.0	1.1	0.2	0.1	6.6	0.8	-
うち不登校・いじめ	数	286	1,080	1,558	411	45	473	3,853	-
	%	1.8%	3.4%	5.5%	4.9%	8.0%	2.9%	3.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	4.5	5.4	3.1	0.6	0.3	26.3	2.3	-
その他	数	3,592	7,361	7,271	1,636	128	2,054	22,042	-
	%	22.6%	22.9%	25.8%	19.5%	22.6%	12.7%	21.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	56.1	36.8	14.6	2.3	0.8	114.1	13.3	-
要支援ケース	数	2,060	7,640	7,489	2,320	187	5,250	24,946	-
	%	12.9%	23.8%	26.6%	27.7%	33.0%	32.5%	24.6%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	32.2	38.2	15.0	3.2	1.2	291.7	15.0	-
特定妊婦ケース	数	32	518	265	72	5	102	994	-
	%	0.2%	1.6%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	1.0%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	0.5	2.6	0.5	0.1	0.0	5.7	0.6	-
合計	数	15,919	32,147	28,146	8,376	566	16,164	101,318	85,525
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,159か所(69.7%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
作成している	数	62	173	403	434	72	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	67.2%
作成していない	数	2	27	96	287	89	504	503
	%	3.1%	13.5%	19.2%	39.8%	55.3%	16.7%	32.8%
合計	数	64	200	499	721	161	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が305か所(18.3%)、「4～6か月以内に1回」が175か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が51か所(3.1%)となっている。また、「必要に応じて随時」が594か所(35.7%)となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029	
① 3か月以内に1回	数	33	77	121	57	9	8	305	274
	%	51.6%	38.5%	24.2%	7.9%	5.6%	44.4%	18.3%	17.9%
② 4～6か月以内に1回	数	12	37	63	57	3	3	175	138
	%	18.8%	18.5%	12.6%	7.9%	1.9%	16.7%	10.5%	9.0%
③ 6か月以上に1回	数	3	6	13	24	5	-	51	40
	%	4.7%	3.0%	2.6%	3.3%	3.1%	-	3.1%	2.6%
小計	数	48	120	197	138	17	11	531	452
	%	75.0%	60.0%	39.5%	19.1%	10.6%	61.1%	31.9%	29.5%
④ 必要に応じて随時	数	13	46	194	284	54	3	594	528
	%	20.3%	23.0%	38.9%	39.4%	33.5%	16.7%	35.7%	34.5%
⑤ その他	数	1	7	12	12	1	1	34	49
	%	1.6%	3.5%	2.4%	1.7%	0.6%	5.6%	2.0%	3.2%
合計	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は341か所（20.5%）、「基準なし」は1,322か所（79.5%）となっている。

表8-4 ケースの終結

	規模区分						合計	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	
基準あり	数	34	83	128	78	13	5	341
	%	53.1%	41.5%	25.7%	10.8%	8.1%	27.8%	20.5%
基準なし	数	30	117	371	643	148	13	1,322
	%	46.9%	58.5%	74.3%	89.2%	91.9%	72.2%	79.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

